

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条第1項に規定する説明書類

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

顧客からの貸付条件の変更等の申込みに対応するための措置の実施に関する方針として、「地域金融円滑化のための基本方針」を制定し、営業店窓口およびホームページに掲載しております。

方針の概要

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。また、金融の円滑化に対する組織的対応を図るため、「金融円滑化管理基本方針」、「金融円滑化管理規程」の制定および金融円滑化管理責任者を選任しております。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

- (1) 「金融円滑化管理規程」に基づき、営業店に「金融円滑化対応責任者（営業店長）」、「金融円滑化対応担当者（営業店長代理）」を配置し、貸付条件の変更等に適切に対応してまいります。
- (2) 「金融円滑化対応責任者」は、定期的に条件変更等の申し込み、進捗状況について「金融円滑化管理部門（融資部）」に報告いたします。
- (3) 理事長を委員長とする「経営会議」は、金融円滑化管理責任者からの報告に基づき、金融円滑化管理に関する重要事項について協議いたします。
- (4) 理事会は定期的に、金融円滑化の実施状況および実施に関する問題点等の報告を受け、必要に応じて金融円滑化管理体制の改善を指示いたします。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客様からの苦情相談については、営業店では「金融円滑化対応責任者（営業店長）」、「金融円滑化対応担当者（営業店長代理）」が受付し、問題の解決にあた

るとともに、その内容を記録・保管し、「苦情相談統括部署（リスク統括部）」に報告いたします。

- (2) 金融円滑化に関する苦情相談の本部受付窓口をリスク統括部といたします。リスク統括部は関係部店と連携し、苦情相談の適切かつ迅速な対応に努めてまいります。
- (3) リスク統括部は、金融円滑化に関する苦情相談を記録・保管し、「コンプライアンス委員会」に報告いたします。
- (4) 理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」において、金融円滑化に係る苦情相談の状況を確認し、必要な改善を検討・実施してまいります。
- (5) 理事会は定期的にコンプライアンス委員会から金融円滑化に関する苦情相談の報告を受け、必要に応じて金融円滑化の取組体制の改善を指示します。

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) お客様の経営改善を支援するため、本部にお客様支援室を配置しております。経営支援が必要と認められるお客様に対しては、経営改善計画策定のための支援を行うとともに、進捗管理についても継続的な再生支援を行ってまいります。
- (2) 中小企業再生支援協議会等を活用される場合は、当金庫も積極的に支援してまいります。

第5 金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

(1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の額	628	2,259	3,707	4,503	6,182	7,151	9,526	10,515	11,492	12,069	13,197	14,167	15,208	15,803	15,803	15,803
うち、実行に係る貸付債権の額	38	832	2,025	3,170	4,314	5,214	6,764	7,825	8,413	9,335	9,784	11,019	11,457	12,211	12,246	12,251
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	249	554	564	731	1,012	1,202	1,533	1,623	1,630	1,691	1,696	1,731	2,250	2,250	2,250
うち、審査中の貸付債権の額	588	1,115	1,046	396	682	456	988	253	538	186	729	425	901	44	4	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	61	78	341	453	466	571	903	917	917	991	1,027	1,117	1,297	1,302	1,302

(2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数	21	72	119	148	208	245	346	374	397	430	460	489	511	542	542	542
うち、実行に係る貸付債権の数	5	36	76	113	151	194	236	308	326	356	376	406	424	455	458	459
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	3	11	15	20	25	28	35	39	41	43	45	46	48	48	48
うち、審査中の貸付債権の数	16	31	29	11	24	12	62	7	7	8	13	9	10	5	1	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	3	9	13	14	20	24	25	25	28	29	31	34	35	35

第6 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

(1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	37	268	374	498	604	759	853	918	1,064	1,079	1,126	1,174	1,213	1,249	1,249	1,249
うち、実行に係る貸付債権の額	9	103	211	330	387	492	548	631	739	750	756	824	862	885	898	898
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	9	9	21	38	68	68	75	121	121	140	140	140	140	140
うち、審査中の貸付け債権の額	27	154	47	28	46	54	37	14	46	3	44	0	0	13	0	0
うち、取下げに係る貸付け債権の額	0	11	104	129	148	174	198	203	203	203	203	210	210	210	210	210

(2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	4	22	35	50	63	75	82	93	99	101	106	112	116	121	121	121
うち、実行に係る貸付債権の数	2	12	20	36	44	52	57	65	73	74	75	82	86	90	91	91
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	1	4	5	7	7	8	9	9	11	11	11	11	11
うち、審査中の貸付け債権の数	2	9	8	3	3	4	2	4	1	1	5	0	0	1	0	0
うち、取下げに係る貸付け債権の数	0	1	6	10	12	14	16	17	17	17	17	19	19	19	19	19